

野迫川村新地方公会計制度導入支援業務委託評価要領

1 評価基準

それぞれの選定委員が下記の評価の視点を元に、各評価項目を秀、優、良、可の4段階で採点する。その採点に基づき下記のとおり配点し（100点満点）、選定委員の総合計得点で最も高得点を得た者から順位を付けるものとする。

評価項目	評価の視点	配点
業務能力	本業務の理解度、同様業務の実績	= 20点
	業務遂行能力	= 20点
業務全般	総合的な視点、実施方針	= 10点
	業務運営支援体制	= 10点
固定資産台帳整備支援 財務書類作成支援	提案内容 スケジュール 具体性	= 10点
システム導入支援	提案内容 スケジュール 具体性	= 10点
提案全般	取組意欲	= 10点
	見積金額	= 10点
合 計		100点

2 その他

- (1) 有効な提案書を提出した参加資格者であって、総合計得点の高い最優秀提案事業者を第1位の優先交渉権者とし、契約締結前の協議において両者が合意に至らなかった場合には次点者との協議を行い決定するものとする。
- (2) 複数の者が同一の総合計得点を得た場合は、見積価格の低い者から順次上位の順位を付けるものとする。
- (3) 各審査委員の採点の合計が、満点の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。